

税の申告 正しく忘れずに

今年も税の申告時期になりました。申告しなかったために所得控除が受けられなくなったり、各種手当などの受給手続きが遅れたり、また、所得証明が出せないこともあります。

市では

市・県民税

国民健康保険税

の申告の受付を行います

申告期間

2月16日(水)～3月15日(火)

★左の日程表をよくご確認ください。各会場へお越しください。(土・日・祝日除く)

問合せ先 市役所税務課
☎22・8106

申告が必要な方

- 令和4年1月1日現在、敦賀市に住所がある方で、昨年1年間に何らかの収入があった方が収入が全くなかった方または失業保険、遺族年金、障害年金の収入のみの方、
- ▼国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険(第1号被保険者)に加入している方または加入予定の方ならびにその世帯主(同世帯の方)の申告が必要な場合もあります
- ▼国民年金保険料の免除・児童手当等の支給を受けている方または受ける予定の方

申告する必要がある方

● 税務署に所得税の確定申告をする方(確定申告は市・県民税の申告を兼ねています)

申告に必要なもの

- 1か所からの給与収入のみで、勤務先から市役所に「給与支払報告書」が提出されている方
- 公的年金収入(遺族年金・障害年金の収入を除く)のみで、各種控除を受けなくても市・県民税のかからない方
- 不動産収入のある方
- ※事前に収支を計算してください。
- 国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料・国民年金保険料・小規模企業共済・生命保険料・地震保険料(または旧損害保険料)等の領収書または支払証明書
- 医療費控除明細書(医療費等を事前に計算した上で申告をお願いします)
- 身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳(または障害者に準ずるとして市町村長が交付した認定書※左ページ「障害者控除」参照)
- 寄附金受領証明書(寄附金税額控除の申告をする方)
- 令和3年分源泉徴収票(給与・年金収入がある方)
- 申告する方の本人確認書類(マイナンバーカードまたはマイナンバーの通知カード+運転免許証など)
- 収支内訳書、帳簿、必要経費の領収書(営業等、農業、不

申告受付日程

※申告する所得の種類や内容によっては、税務署での申告をご案内する場合があります。

市役所会場 時間 9:00～16:00
場所 2階講堂

受付日	対象地区	受付日	対象地区
2/16(水)	西浦・愛発	3/2(水)	原
2/17(木)	東 浦	3/3(木)	松
2/18(金)	東 郷	3/4(金)	
2/21(月)	中 郷	3/7(月)	
2/22(火)		3/8(火)	西
2/24(木)		3/9(木)	
2/25(金)	栗 野	3/10(金)	南
2/28(月)		3/11(月)	
3/1(火)		3/14(火)	北
		3/15(水)	

※混雑緩和のため、対象地区ごとに受付日を指定しています。(ご都合がつかない場合は、指定日以外でも申告できます。)
※市HPに対象地区の詳細を掲載していますのでご確認ください。

農協会場 時間 9:00～16:00

受付日	会場	受付日	会場
2/16(水)		3/2(水)	
2/17(木)	栗野支店	3/3(木)	
2/18(金)		3/4(金)	敦賀支店
2/21(月)		3/7(月)	
2/22(火)	東部支店	3/8(火)	
2/24(木)			

※農協では、農業所得の申告をする方のみを対象として受付を行います。
※混雑緩和のため、栗野支店・東部支店については、午前・午後各15組までの受付とさせていただきます。

《確定申告 出張申告会場》

税務署職員による出張申告会場を設置します。確定申告をされる方は、ご利用ください。

- 日時 2/25(金)～3/4(金)
- 場所 敦賀市役所2階講堂

申告される方へ

●市・県民税、国民健康保険税は、郵送での申告が可能です。混雑緩和のため、できる限り、郵送での申告をお願いします。

●パソコンで「市・県民税、国民健康保険税の申告書」の作成ができるようになりました。(2月上旬から市HPに掲載予定)
※作成した申告書のデータ送信はできません。印刷して添付書類と併せてご提出ください。

●37.5℃以上の熱がある方や体調不良の方は、来場をご遠慮ください。

●来場の際は、必ずマスクを着用してください。

●休日の翌日や午前中は混雑が予想されますので、その他の日の来場を推奨します。



税の申告で次の控除を受けることができます

社会保険料控除

対象：令和3年中に支払った国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料

申告の際は、領収証書や口座振替の通帳などで納付額を確認してください(納付額の証明書類を添付する必要はありません)。領収証書を紛失された方などは、市で納付額証明書を発行します。年金天引きの方は、日本年金機構などから送付される「公的年金等の源泉徴収票」で納付額を確認できます。

障害者控除(障がい者控除対象者認定)

障害者手帳等を持っていない場合でも、市の認定を受けて障害者控除を受けることができます。

対象要件：65歳以上で、要介護2以上の認定者
※要支援2・要介護1の方も対象になる場合があります。
※認定書の発行には1週間程度かかります。

医療費控除

対象：令和3年中に支払った介護費用等

①介護保険サービスの自己負担額の一部

(高額介護サービス費などの払戻し分は除く)

申告には「医療費控除対象額が記載された領収書」が必要となります。領収書に関しては、サービス事業所にご確認ください。

②要介護認定を受け、おおむね6か月以上寝たきり状態にある方のおむつ代

(介護用品支給券での補助分は除く)

申告には「おむつ代の領収書」と「おむつ使用証明書」等が必要となります。

※初めておむつ代の医療費控除を受ける方は、主治医から「おむつ使用証明書」の発行を受けてください。(2日目以降で一定の要件を満たす方については、市で確認書を発行します。)

▶債権管理課(国民健康保険・後期高齢者医療保険関係)
☎22-8187
▶長寿健康課(介護保険関係) ☎22-8180

税務署からのお知らせ

税務署では、新型コロナウイルス感染症拡大の防止策を講じて、申告の受付を実施します。

問合せ先 敦賀税務署
☎22・1010

自宅e-Tax申告のお願い

自宅のパソコンやスマートフォンを使用し、税務署に足を運ばなくても申告できるe-Taxをご利用ください。申告には2種類の方法があります。

①マイナンバーカードを使って送信

▼マイナンバーカード、ICカードリーダーライタまたはマイナンバーカード読み取り対応スマートフォン

②IDとパスワードで送信

▼ID・パスワード(お持ちでない方は、事前にお近くの税務署にお越しください。その際、申告されるご本人が顔写真付きの本人確認書類をご持参ください。)

確定申告書等作成コーナーはこちら
から



電話による問合せ

申告書の作成でお困りの時は、国税庁HPの「税務相談チャットボット」にご相談ください。(令和4年1月中旬から運用予定)

また、お問い合わせの多い質問については、確定申告書等作成コーナーの「よくある質問」に掲載しています。それでも解決しない場合は、税務署へお電話ください。

なお、1月13日から3月15日までの期間中、「確定申告コールセンター」を設置します。税務署にお電話いただき、自動音声案内に従い「0」を選択してください。

申告会場の開設期間と入場整理券について

2月16日(水)～3月15日(火)です。受付期間・月曜日・金曜日 午前9時～午後4時

確定申告会場への入場については、混雑緩和を図るため、入場できる時間が指定された「入場整理券」が必要です。入場整理券は当日配布とLINEによる事前配布があります。配布状況などは国税庁HPをご確認ください。

LINE登録はこちらから

